

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会 全文会議録

開催回数	第6回				
開催年月日	平成27年10月25日(日)				
開催時間	13:00~15:30				
開催場所	印西地区環境整備事業組合 3階大会議室				
参加者	学識経験委員	株式会社ちば南房総 取締役		副委員長	加藤 文男
	公募による関係市町委員	印西市公募住民		委員	黒須 良次
		白井市公募住民		委員	渡邊 忠明
		栄町公募住民		委員	小野 明
	管理者が必要と認める委員	印西市吉田区		委員	大谷 芳末
	事務局	印西地区環境整備事業組合		事務局長	杉山 甚一
		印西クリーンセンター	次期施設推進班	工場長	大須賀 利明
			次期施設推進班	主査	浅倉 郁
			次期施設推進班	主査補	大野 喜弘
	次期施設推進班		主査補	川砂 智行 中野 竜一	
	関係市町	印西市環境経済部クリーン推進課		室長	豊田 光広
白井市環境建設部環境課		主査	金森 隆		
栄町環境課		課長	池田 誠		
コンサルタント	株式会社 エックス都市研究所		主任担当者 担当者 担当者 担当者	中石 一弘 鈴木 修 秦 三和子 村上 友章	

※ 欠席：福川裕一委員長（学識経験委員） 政所利子副委員長（学識経験委員）
齋藤敏美委員（管理者が必要と認める委員）

※ 未選出：松崎区委員（管理者が必要と認める委員）

※ 傍聴人：2名

次 第	頁
1 開会	3
2 会議録について（第5回会議）	4
3 施設整備基本計画検討委員会第6回会議の報告について	4
4 地域振興策に関する意見書について	19
5 今後の調査審議について	30
6 その他	32
7 閉会	33

次第1 開 会

○中野竜一（事務局）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会の第6回会議を開会いたします。

まず、事務局から4点ご報告させていただきます。1点目につきましては、福川委員長、政所副委員長、齋藤委員から所用のため欠席とのご連絡をいただいております。

2点目につきましては、本日の出席委員でございますが、5名でございます。よって、附属機関条例施行規則第2条2項で規定する必要出席委員数である過半数の出席を満たしております。

3点目につきましては、福川委員長と政所副委員長がご欠席であることから、組合附属機関条例第3条3項及び同条例施行規則第2条第1項の規定に基づく、委員長代理及び議長につきましては、加藤副委員長をお願いいたします。

4点目につきましては、周辺住民委員として選出をお願いしております印西市松崎区でございますが、現時点においても委員選出をいただいております。ご報告は以上でございます。

それでは、開会に当たりまして委員長のご挨拶をお願いいたします

○加藤文男（委員長代理）

皆さん、こんにちは。非常に秋が深まってまいりました。実は昨日の夜までベトナムにおりまして、日本に帰国して急に落ち葉が道端を舞っているの、日本の四季、秋の深まりって早いなと感じました。ベトナムにはもう10年近く通っているのですが、飛行機にベトナム人の家族連れや旅行者が非常にふえてきて、きのうもベトナムの日本ツアーの団体と一緒に、ベトナムの富裕層だけではなく、中間層の方たちも、日本を3泊4日と非常にハードな日程で観光するそうです。ベトナムも近くなりましたので、1,000ドルくらいで来られているのではないかと思います。

今回の吉田区の計画も、吉田区の皆さんがどこのエリアまで集客を望んでいるかわかりませんが、海外との距離が非常に縮まっておりますので、この事業が東南アジアの方やインバウンドのお客様も訪れるような、吉田区らしい事業に仕上がっていければいいなと思っております。

きょうは福川委員長と政所副委員長が欠席ということで、私のほうが進行役を務めさせていただきます。何分なれておりませんので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○中野竜一（事務局）

ありがとうございました。それでは、以後の会議進行を加藤委員長代理をお願いいたします。

○加藤文男（委員長代理）

それでは、議題に入ります前に、本日第6回会議の会議録署名委員の指名を行います。順番をお願いしているところですが、本日ご欠席の方がいらっしゃいますので、今回は小野委員と大谷委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

次第2 会議録について（第5回会議）

○加藤文男（委員長代理）

それでは、次第の2番、第5回会議の会議録についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

○川砂智行（事務局）

ご説明いたします。まず、資料外別添①をごらんください。こちらは、9月27日に開催いたしました第5回会議の全文の会議録でございます。会議録署名委員のご確認が終わりましたら、組合ホームページに掲載いたします。

次に、資料外別添②をごらんください。こちらは、同じく第5回会議の概要版の会議録でございます。既に組合ホームページに掲載しております。

ご説明は以上でございます。

○加藤文男（委員長代理）

事務局の説明が終わりましたが、ご意見やご質問はございますか。

渡邊委員どうぞ。

○渡邊忠明（委員）

全文会議録12ページですが、大変申しわけありませんけれども、前回私、山村集落については農村集落排水処理という言葉を使ってしまいましたけれども、行政的な用語としては農業集落排水施設ですので事務局に訂正いただきたいと思います。

○加藤文男（委員長代理）

では、事務局、訂正をお願いいたします。

○川砂智行（事務局）

承知いたしました。

○加藤文男（委員長代理）

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○加藤文男（委員長代理）

ないのであれば、ご了承をお願いいたします。

次第3 施設整備基本計画検討委員会第6回会議の報告について

○加藤文男（委員長代理）

続いて、次第の3番目、施設整備基本計画検討委員会第6回会議の報告についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

○大野喜弘（事務局）

それでは、お手元の資料外別添③をごらんください。10月17日に開催いたしました施設整備基本計画の第6回会議の審議結果につきまして、簡単にご説明させていただきます。

まず、1ページ目、真ん中ほどでございます。5番の処理方式の選定についてでございますが、こちらにつきましては焼却方式、ガス化熔融方式等の処理方式につきまして、基本方針及び組合の状況を踏まえまして、総合的な評価を行い、ストーカ式の焼却方法を優位として委員会で決したところでございます。

次に、6番、エネルギーバランスについてでございますが、1炉運転時であっても施

設負荷を賄った上で場外に供給できる熱エネルギー量が1時間あたり14.7ギガジュールになることをご確認いただきました。

次に、7番でございます。排ガス自主規制値についてでございますが、こちらにつきましては次期中間処理施設の排ガス規制値の妥当性につきましてご確認をいただいたところでございます。

最後に、8番目となります。こちらにつきましては造成とアクセス道路の案につきまして審議をお願いしたところでございますが、基本的条件を改めて整理いたしまして、次回以降の検討委員会に再度お諮りすることとなったところでございます。

説明につきましては以上でございます。

○加藤文男（委員長代理）

事務局から施設整備基本計画検討委員会第6回会議の概要版会議録の説明が終わりましたが、続いて関係する参考資料の説明をお願いいたします。

まずは、処理方式の選定についてお願いいたします。

○鈴木修（コンサルタント）

それでは、参考資料1の処理方式の選定について説明させていただきます。

1ページ目ですけれども、各処理方式の検討ということで、第2回検討委員会において処理方式の方向性を絞ったストーカ方式、流動床方式、流動床ガス化溶融、シャフト式ガス化溶融、この方式で建設評価等を行って比較検討を行いました。

2番目に、次期中間処理施設の整備の基本方針ということで、黄色く囲ってありますけれども、大きく3つの基本方針を掲げております。1つ目は、1) 地域住民等の理解と協力を確保する安心安全な施設整備といたしまして、吉田区及び周辺の豊かな自然と調和した安心安全な施設整備を図ると、地域住民の理解と協力を確保し、恒久施設となり得る施設整備を図る。2番目といたしまして、循環型社会形成と地域活性化の拠点となる施設整備といたしまして、循環型社会形成を目指すこととあわせ、ごみの持つエネルギーを最大限に活用した地域へのエネルギー供給、雇用の創出を図る。それから、地域の特性や資源を活かし、地域活性化に寄与するほか、大規模災害時には避難、救護のための防災拠点の役割と災害廃棄物を迅速に処理する復興拠点としての役割を果たす施設として整備を図る。3つ目といたしまして、経済性と高度なシステムの両立を目指した施設整備といたしまして、効率かつ経済性を考慮した最新技術の導入を図る。施設整備から運営に至る全段階において経済性に配慮した検討を行い、最適な事業方式の選定を図るということで、これらの基本方針を掲げたところでございます。

次に、焼却の各処理方式の選定にかかわる評価といたしまして、この基本方針を踏まえて、表1に掲げた4つの大項目の評価項目と適合性項目ということで右側のほうに掲げております。大項目の1番目といたしまして、安全、安定性ということで整備実績、施設の実績ですね、それから燃焼特性、処理対象物の量、質の変動への対応、2番目の大項目、エネルギー生産性といたしまして、発電、燃料、電力等エネルギー使用量、ごみのエネルギー生産効率、ごみ1トン当たりの外部取り出し電力量、3番目の大項目、地球環境への配慮、二酸化炭素の排出量、それから経済性といたしまして、灰等の処理、資源化に係る費用、用益費、これらについて評価を行ったということで、次のA3縦の、少々説明が長くなるかもしれませんが、この焼却の方式について比較を行っております。これについて説明をさせていただきます。

まず焼却方式のイラストをみていただくと、大きく2つに分かれております。左からストーカ式、流動床式、これが従来の焼却方式です。それから、右2つ、ガス化溶融方式、これには流動床式とシャフト式、この4つの方式を比較検討しております。

処理の概要ですけれども、一番左のほうから説明させていただきますと、ストーカ式は、ごみの流れとしては左のホッパーからごみピットで攪拌したごみをそこに供給して、

乾燥帯、燃焼帯、後燃焼という形で、その中をゆっくり一、二時間かけて燃焼させていくという方式です。それから、2番目の流動床式ですが、これは炉内に投入する前に一旦破碎をして、ごみを細かくすると、それで炉内に投入するのですけれども、炉内に珪砂という砂がありまして、細かいごみを瞬時に燃焼すると、ストーカ式のゆっくり燃焼ではなくて、流動床式のほうは瞬時に燃焼するというような特徴を持っております。それから、ガス化熔融方式の流動床式ですけれども、これは先ほどの流動床式に、後段に巡回熔融炉等をつけたということで、流動床部分については非常に燃焼用空気を抑えて低空気比にして、部分燃焼はしておるのですけれども、その後の排ガスに酸素をさらに吹き込んで、もしくは燃料の場合もありますけれども、それで巡回して熔融をしてスラグ化すると。ただ、流動床の炉の下から不燃物が排出されると。それから、もう一つの熔融方式のシャフト式というのは、これもごみを上のほうから投入して、だんだんと下の方に分解し、最後は炉の下からスラグ、メタルが排出されます。また、これには助燃副資材といたしましてコークスですとか石灰を入れると、それで熱分解ガスについては、この後段のちょっと点線で描いてありますけれども、2次燃焼室のほうへ持って行って、さらに燃焼させるというようなタイプがあります。

次に、項目にありました安全、安定性というところで、まず大きく整備の実績ですけれども、平成20年から30年の竣工予定を見ますと、その件数にあるとおりでありまして、ストーカ式が最も多くて56件、流動床式が2件、流動式のガス化熔融ですけれども9件、シャフト式が15件となっていて、近年2000年以降を見るだけでもストーカ式が多くなっております。また、それ以前においてもストーカ式というのが従来から結構実績的には多く見られるということです。流動床式というのは、ダイオキシンの基準がいろいろ問題になったときなどは、結構運転のしやすさ、オン、オフが非常に早いんですね。ですから、結構千葉県内に多く実績があったと思うのですけれども、そのダイオキシン値はやはり完全燃焼という観点から実績数が少なくなってしております。最近のごみピットを二重、二段にするですとか、供給側のほうをなるべく安定して、ごみ質を均一にするということで、最近実績が相当あるというような状況です。それから、流動床ガス化方式については、シャフト式というのも結構歴史が古くて、もともと高炉の技術を活かしてあるのですけれども、流動床式はダイオキシンの問題があってから実績がふえてきたというような状況になっております。

少し飛ばしまして、安全、安定性の評価のところ、下のほうに丸印が書いてありますけれども、やはり実績数といたしましては、このストーカというのはその一個上の欄にあります、非常にごみの質ですとか量の変動といったことから受けにくいという安定した燃焼の方式だと、また実績も非常によいということで評価は最も高くなっております。流動床式というのは、先ほど瞬時燃焼とありましたけれども、やはりごみ質、ごみ量というのに変動を受けやすいといったところから、いろいろ前処理のほうが改善はされているのですけれども、やや評価的には二重丸ではなくなると。同様に後段の熔融設備のガス化流動床式のほうも変動を受けやすいということで丸と、それからシャフト式のほうはごみ質にかかわらず副資材、コークスを投入してしまいますので、安定的には問題ないかといったところで二重丸というようになっております。

次に、エネルギー生産性ということですが、これもいろいろありますけれども、数字のほうでいきますと、エネルギー使用量、燃料発生のところ助燃、これの使用があるかどうかで、2つ目のところですが、基本的にはごみ質がある程度、組合のごみ質を見ると結構高いので、低湿側に多少行っても助燃をたくことは少ないかと思えます。ここで言っている助燃というのは、炉の立ち上げに主に使われるものといったところだと思います。ただ、シャフト式のほうはコークス入れておりますので、これらについては非常にエネルギー的には多くなっていくといったところで、ストーカ式の

ごみ1トン当たり52.6メガジュールに対してシャフト式のほうは2,030ということで非常に大きい助燃材が必要になると。また、次いで多くなっているのが流動床のガス化溶融方式の413といったところで、流動床従来型の燃焼コストのほうでは、それらの助燃が少ないといったところです。

それから、電気ですけれども、これも数字が出ていまして、使用量といたしましては、ごみ1トン当たり電気の使用量ということでストーカ式のほうが182、従来型の流動も同様になりますといったことに対して、ガス化溶融方式は320で非常に高い消費電力量が必要だと。やはり機器件数が多くなれば当然消費電力のほうも多くなっていくといったところが原因になるかと思われまます。

それから、ごみのエネルギーの生産効率ということで、この生産効率ということも少しここで書いてありますけれども、外部取り出し電力の熱量と外部取り出し蒸気の熱量を、ごみの入ってくる熱量で割るといったもののエネルギーの生産性といたしましては、ストーカ式と流動床の場合は0.3となっており、それに対してガス化溶融や流動床のほう0.04、シャフト式のほうが0.02と、これらについても従来の燃焼方式のほうはまさっている。ごみ1トン当たりの外部取り出し電力量ということで、これがストーカ流動床が136.2キロワットに対して、流動床シャフト式のほうが47キロワットといったところで、やはり最終的な評価といたしましてストーカ式、流動式の従来型の焼却方式のほう、この右側2つの流動床ガス化方式に比べてよいというような生産性の高い提案だという評価をしております。

次に、地球環境への配慮で、燃料、電気の使用量が少ないというところでは、やはり従来の燃焼方式のストーカ式、流動床方式が右のガス化溶融方式、シャフト式に比べて少ない。ただ、流動床式の中の、さらに評価的にはよくないというので3番目になっていきますけれども、シャフト式ガス化溶融と、やはりこれはコークス等を使うといったところで劣っているという評価になっています。

次に、経済性ですけれども、キロ当たり、これは処理能力1トン当たり幾らくらいかかるかといったところで、従来の焼却方式、左については4,700トン、ごみ1トン当たりです。それに対して流動ガス化のほうは若干安くなって約4,500トン、シャフト式のほうは高くなって4,600トンといったところになっております。

次に、灰等の処理、資源化に係るということで、まずどれぐらい出るかというところですが、ストーカ式の場合は焼却灰、飛灰、この焼却灰というのは炉の下からで、例えば上のイラストでいきますと、ストーカ式ですと、この赤く燃えているところの下、あとはごみが左から入って右の方に流れていくのですが、その一番右から出てくるもの、これらが焼却灰の主灰とよく言われております。これがごみ1トン当たり0.1、飛灰のほうは0.03となっております。それから、流動床式、これは上のイラストでみていただきますと、常に燃焼用空気といいますか、流動用の空気を下から入れていまして、ほとんどが飛灰といって炉の上のほうに飛んでいきますので、焼却灰といたしましては0.03、飛灰のほうは0.07というふうが多くなっております。それから、次の流動床式ガス化溶融ですけれども、同じような傾向があるのですけれども、飛灰といたしまして0.04、これは溶かしてしまいますので、溶融スラグ、メタルといたしまして0.03と溶融メタルは非常に少ない。また、二酸化状態で炉の下から例えば分別されていない缶とかがもし入ってきた場合にも、炉の下から排出されるということです。それから、シャフト式のほうは、これも飛灰のほうは流動と同じくらいなのですが、0.04と、それから溶融スラグ、メタル、これは比重差で分けて後でスラグ、メタルというふうに分けており、スラグのほうは0.09、メタルのほうは0.03ということになっています。

これら費用を既に組合のほうでやっている処理単価等でいきますと、セメント化、埋め立て処分、それから灰となったものもありますので、主灰、飛灰の資源化、セメント

化というのもあります。これが4万1,000トンから4万5,000トンかかると、それから主灰の資源化の溶融、これは外部に持っていき、また溶融といったものものについては、2万4,000から6万3,000トンかかるといところです。それと、その右側のほうの灰の処理、処分、資源化は同様ですが、先ほど言いました流動床の場合には、二酸化状態の鉄ですとかアルミが出るので、これらについては売れると、キロ当たり10円程度と。それから、シャフト式のほうでスラグ、メタルが出てきますけれども、これはトン当たり100円から150円で買い取ってもらうと。何に使うかということですが、やはり土木資材等にスラグを使うと、溶融メタルについては重機のカウンターウェイト、それらに使われており、用益費を燃料費、電気代、薬品費、用水といったところで比べますと、トン当たりやはり従来型の焼却方式では1,950円となっております。それに対して、やはり流動床式が若干上がって3,238円、シャフト式がさらに上がって5,185円ということで、従来の焼却方式のほうは経済的には溶融方式に比べてすぐれている、経費が少ないと。ガス化溶融の中でも流動床式のほうがよくて、シャフト式のほうは費用がかかるというようになっております。

したがって、方式の評価は下に記載のとおり、やはり従来型の焼却方式のほうが既に組合では最終処分場を有してありまして、そこまでの中間処理や溶融までといった処理方式がありますけれども、やはりそういったところで安定処理が可能であるといところで従来方式のほうがいいのではないかと。特にこの実績も多く、安定した燃焼を確保できるストーカ式のほうが優位ではないかというような評価結果になっております。

○加藤文男（委員長代理）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。処理方法の選定について、ご意見やご質問があればお願いいたします。ございませんか。

〔発言する者なし〕

○加藤文男（委員長代理）

それではないようですので、ただいまの報告でご了承をお願いいたします。

続きまして、エネルギーバランスについての説明をお願いいたします。

○鈴木修（コンサルタント）

では、続きましてエネルギーバランスについて説明させていただきます。参考資料の下の3ページを見ていただければと思います。

熱利用の形態として、四角の中で囲ってありますが、焼却炉で発生した熱というのはボイラーで回収します。回収した蒸気は電気ですとか温水などに変換して次期施設や余熱利用施設といったところで、下の模式図がありますが、蒸気タービンで発電して電気を得ると、発電した電気はプラントを動かしたり場内の空調に使ったり、または今こちらのほうで検討している地域振興策等へ送るほか、余剰電力があれば売ることも可能と。下の方で、それら熱交換器で温水をつくって、それを場内で使ったり温水、こちらのほうは既にプールが挙がっていますけれども、そういったものにも送るといったところでは、

この余熱利用なのでありますが、2番目のところに余熱利用施設による熱供給システムの前提条件として大きく4つあります。この四角の中、(1)安定したエネルギー回収のため、年間を通じて熱量の変動が少ない、一定した熱量を供給できるシステム、自立運転とエネルギー供給のため、1炉運転時に場内の施設負荷を賄える発電規模を確保した上で、余熱利用施設へ供給することができるシステム、自立運転のために両方運転時にも買電を行わずに運転できるシステムと、それから今回交付金をもらいますけれども、その交付要綱2分の1、これを満足するためにエネルギー回収率といたしまして17.5%以上とするといったところでなっています。この(2)番の1炉運転時に施設を賄えるということで、今回2系列で例えば計画したとすると、1炉立ち上げた熱を回収して、

例えば蒸気タービンを回すと、そして生まれた電気で2系列目を立ち上げると、そういったものを最低限前提条件にしようといったところになります。

これらメーカーに、いろいろな条件を年間どれくらい送れるのかといったところで文章を書いておりますけれども、裏のページをちょっと見ていただければと、上の図が1炉運転時におけるエネルギー回収と利用できるものがどれくらいかということで、72%がプロセスで使う、もしくは排ガスによって持ち出される熱です。青い部分が、回収率28%というのが実際に使えると、その28%を100として、右側についたグラフがオレンジ色のものと水色になっていまして、発電が34.9%、これが場内で利用ということで、場外で使えるのは65.1%で、熱量といたしましては14.7ギガジュール時間当たりです。

下のグラフは、これは2炉運転で運転した場合、67.7%のプロセスもしくは場外へ出ていってしまう熱、回収されるエネルギーの割合は32.3%、右上のほうのグラフを見ていただきますと、発電等で18.7%、場外熱利用として81.3%、これが42.4ギガジュール時間当たりです。この図のタイトルで括弧して基準ごみと書いてあります。これは何かといいますと、年間を通じて平均的に来るごみの持っているエネルギーのところを基準ごみとしております。当然炉の設計は水分の多い、エネルギー量の少ないごみに対しても安定して燃やさないといけませんし、これが逆にプラスチックやエネルギーをいっぱい持ったごみが来たものに対して、炉のほうがかっちり安定して燃焼させないといけません。要するにごみ質が高くなれば排ガス量が多くなるので、燃焼室を大きくしなければいけない、煙道を全て大きくしないといけません。それらに対応域で違ってくる。その場合でエネルギーを考えないといけませんので、年間通じて一番来るであろうという、この基準ごみで試算した結果が、こちらの1炉運転と2炉運転で使えるエネルギーということになっています。

この1炉運転、2炉運転ということで下の表がありますけれども、これについてちょっと追加の資料を配付させていただきます。

[資料配付]

○鈴木修（コンサルタント）

お手元へ追加で資料を配付させていただきました。あと参考資料のほうも見ていただきたいのですが、施設は2系列で整備しますので当然メンテナンスが必要になります。これらの教科書的なといいましょうか計画設計要領、補助金の交付要綱にありますけれども、大体15日間の停止期間が2回、あとは30日間の長期の停止期間を1回、あとは全停です。両方ともとまる共通系のメンテナンス、受電、電気設備なんかはそうなのですけれども、そういったところで施設規模を包括しています。今回いろいろなヒアリング等から、表のほうでいきますと1炉運転しかできない日があります。これが192日、2炉運転、これが先ほどの熱量でいくと42.4ギガです。これが166日と、全く熱が供給できない日数といたしまして7日ということになります。その運転の操作する炉で操炉計画とよく言いますが、それがお手元の追加資料で配付させていただいたものです。

青いところが運転をしているところで、赤いところがメンテナンスをしているところ、これあくまでも一例です。これでいきますと、1炉運転というのが、この下のほうの表の例えば4月であれば22日、2炉運転が8日間といったところで、この操炉計画のイメージでいきますと、例えば10月は2炉で運転していて供給できる熱というのはゼロ日です。それから、共通系、水もそうですし、電気もそうなのですけれども、例えば2月の赤いところというのは、この日というのは全く送れないといったところになっています。ですから、一般廃棄物の焼却施設から外部へ熱を送るといったところは、ごみが持っているエネルギーの質の変動、それから量の変動、そしてメンテナンスによる運転停止といったところで変動する。変動した中で最低限安定した熱を外部へ送ると、当然一番はごみ処理が最優先ですので、ごみ処理に必要な熱ですとか電気は確保しつつ、外部

へ送れるのは最大限先ほどの熱量ですけれども、変動があるといったところに考慮していただきたいというふうに考えています。

ただ、最大限熱を利用するというので、カスケード利用というような話があります。こちらのほうもカスケードの考え方ですけれども、ごみ焼却施設で最大限使った熱を発電に使うと、そしてそこから出た余った熱をさらに場外へ送るのですけれども、場外に送った熱を一番使うものから例えばちょっと収集量は別にして、プールで使いました。温浴施設で使いました。そこで余った熱を、ではハウスで使いましょうと、どんどん、どんどん上位からいっぱい高い熱を使うと、そういったものを視野に入れて、カスケード利用ということで、地域振興からいくとどちらから出ても熱は与えられるので、それをどうやって使っていくかと、カスケード利用していくかといったところから検討が必要なのだと。また、蒸気的设计点にもよるのですけれども、当然設計点以上の蒸気が来た場合に、バイパスをさせて復水器に持って行ってしまいますのですが、その復水器から出た熱も非常に低い温度なので、例えばヒートポンプですとか、そういったものを使って利用すると、可能な限り低い温度帯の熱も回収をして利用しようということも可能ではあります。ただし、コストがかかったり、ヒートポンプを動かすのに動力が必要ですので、設備もそうですし、ランニングコストがかかると、可能か不可能かということであれば可能ではあるといったところで、熱の利用方法を検討していかないといけないと。

参考までに、参考資料の5ページのほうで、それら先ほど熱をどれぐらい使えるかという表がありましたけれども、場外余熱利用として可能な熱が、5ページの下のほうで真ん中辺ですけれども、福祉センター、60名程度が収容できて8時間で16立米の温水級というところでは、時間当たり0.46ギガジュールの熱があれば、こういったものが水を送れますといったところで、下から2つ目の施設園芸で1ヘクタール、1万平米、これで行くと6.3から15ギガジュールといったところで結構使用します。またプロセスのほうでは、場外熱利用ということでプラント関係等々で、そちらのほうとなっていて、一番発電というところがメインになるかと思えますけれども、それらのほうでは35ギガですとか40ギガの熱量を使って発電するといったところになっております。

以上でございます。

○加藤文男（委員長代理）

事務局の説明が終わりました。エネルギーバランスについては、大谷委員から質問事項をまとめた意見書が提出されておまして、まずは大谷委員から意見書の内容説明をお願いしたいと思います。

○大谷芳末（委員）

それでは、事前にこの資料が配付されていたので、いろいろな部分がちょっとわからないというようなことが何点かありましたので、事前に意見書がいいのかどうかわかりませんが、あげさせてもらいました。順番にいけますが、1番目、ただいまの説明でこの疑問点は解決しました。工場施設を立ち上げるのに買電しなくてもいいようにということですので、私の立場は振興策ですので、もし仮にかなりの複合施設があそこへできるとすると、その複合施設も相当電気を食うだろうと、1炉のときのほうが電気かかる可能性高いではないかと、そういう発想でしたので、あくまでも施設の工場の中の機械を動かす観点での説明ですね。

○加藤文男（委員長代理）

では、1番目はよろしいですか、お答えいただかなくもいいですね。

○大谷芳末（委員）

はい。

2番目も同様、今の説明でわかったのですが、工場の中のいろんな設備を動かすのに必要な熱量になると、そういうことで2炉の場合はそんなに減るといえるか、ふえないと

ということですね、機械を動かすのに。これもわかりましたので。

○加藤文男（委員長代理）

では、2番目もよろしいということですね。

○大谷芳末（委員）

はい。

3番目、2炉運転時、42.4ギガジュールが81.3%、逆算するとトータルでここで使っているのは50ギガと解釈していいですねということの確認です。一番最後に、発電機能力を大きくすることの説明があるのですけれども、この50ギガをフル発電できるような発電機を設けていて、通常は災害時にフル発電できるような設備をして、平常時はレギュレーションした運転をできるのかどうか、素人ですからできるかどうかわかりませんので、その辺を、そういうことができればいかと。それと工場の電力だけではなくて、追って振興策の部分に具体化してくると思いますが、振興策の消費電力かなりあると思うのです。そういう意味では、発電機性能として50ギガを全部発電に回せるみたいなことにして、使い方として30%動かすとか、そういうことができるのかどうかの質問です。

○加藤文男（委員長代理）

1問ずついきましょうか。

○大谷芳末（委員）

そうですね。

○中石一弘（コンサルタント）

では、今のご質問について回答させていただきますが、基本的には技術的に可能です。

○大谷芳末（委員）

可能。

○中石一弘（コンサルタント）

ええ。それで、ちなみにこの52.15ギガジュール1時間当たりということで、これを先ほど参考までに申し上げましたが、発電量に換算しますと、フルで大体4,300キロワットアワー発電が可能になるといったところです。

○大谷芳末（委員）

ありがとうございました。

○加藤文男（委員長代理）

疑問は解けましたか。

○大谷芳末（委員）

はい。

○加藤文男（委員長代理）

では、4番目でよろしいですか。

○大谷芳末（委員）

はい。その質問は、補助ボイラーの考え方ですが、参考までに今の発電量から聞きますと大体合っているのかと、以前いろいろといただいたデータに対して、能力として4,300キロが具体的な数字ということですね。これは千葉ニュータウンの地域冷暖房のホームページを抜粋したものですけれども、イオンとアルカサルと企業群に冷暖房をやっていると、その年間供給量が157千ギガジュールと載ってしまっていて、時間にしてこのままで、熱量としては皆さんが大体1炉運転のときは14ギガということですが、比較バランスとしてこのぐらいの地域冷暖房に使える熱量ですね、そういうレベルですねというのを一応頭の中へ入れておいて、これからまた地域振興策を考えたいと思います。

その補助ボイラーの考え方なのですが、当然イオンとかアルカサルとかというのはここですね。前の会社の千葉ニュータウンがやっていることは、エネルギーセンターを

設けていて、現在地のクリーンセンターから出てくる熱、これは今追加でご説明いただいたので、年間トレンドがこういうふうに変化するということですから、1炉しかないとか全く熱出てこないということ、当然この会社を考えると既にやっているのです。風呂場でいう追い炊き施設のように、ボイラーで4台動くとあります。冷房関係に関しては、4,500トンのバッファータンクを持っていると、ここまでやらないとユーザーに安定供給できないということですね。これを新設備に考えたときに、さらに上がっていると、これだけいろんなバラエティーに富んでいますけれども、ここには電気もこっちに送るし、さっき1炉の能力というか自家消費分がこの発電機から、恐らくこの夜は売電できるのではないかとというふうに考えたのですけれども、それは組合の問題になる話なので、さっき言ったここから50ギガが出てくるような年間トレンドでは触れて出てくるということですから、さてそれをどうしようかというのは、個々に使用者側でバックアップを考えるとというのは恐らくは相当な無駄だろうと。だから、できればエネルギーセンター的な機能を施設検討委がいいのか、地域振興策検討委がいいのか、具体化するの相当先の話になると思いますが、もれずに追い炊き設備、ここから熱がぶれて出てくる時の対策は、どっちかにつけないといけませんね。おそらく集合でエネルギーセンター的なものをつくったほうが、安く上がるのだろうと、素人判断なんで、こういう課題がありますということをご認識いただければと思います。それは施設か地域振興がどっち担当するかわかりませんが、どちらの建物もつくらなくてははいけないので。

○加藤文男（委員長代理）

今の質問は、コンサルさんに答えていただくというか、本当は事務局に答えていたほうがいいのかしら、どうでしょうか。コンサルさんに答えいただけますか、どうしましょう。

○川砂智行（事務局）

では、技術的などころはこの後コンサルタントのほうから補完をしていただくとして、まず大きな考え方として、今大谷委員のほうから詳しくご説明のあったバックアップ体制について、大元のほうで一括してバックアップしたほうが効率がいいだろうという、要はそういったご意見だと思うのですが、確かにそのような形でバックアップしたほうが効率がいいケースもあると思いますし、ただ一方では清掃工場の周辺で展開する地域振興策を、まだどういったものを展開するかわからない状況もしくは段階的に整備していこうではないかというような状況の場合に、あらかじめ一括してバックアップ体制をとる計画を立てることが効率的かどうかというのは、ちょっとまだ検討する余地があるかと思いますが、大まかにはそのような考え方があるという前提の中、今後またこういったエネルギーバランスについては検討を深めていくことになるかと思っておりますので、実際に工事発注する段階までに最終的な精査を加えられればよろしいかというふうに思っております。

〔「特にないです」と呼ぶ者あり〕

○川砂智行（事務局）

以上でございます。

○加藤文男（委員長代理）

大谷委員、今のお答えでどうでしょうか。

○大谷芳末（委員）

結構です。最終的にはどっちの方が経済的かで決めるのがいいのですが、このバックアップはいずれにしても数年かけて、どこかが担当して考えないといけませんことですね。

○加藤文男（委員長代理）

それでは、4番目もそれでよろしいですか。

○大谷芳末（委員）

はい。

○加藤文男（委員長代理）

では、続いて5番目。

○大谷芳末（委員）

5番目の年間稼働日数については、今追加の資料でお示しいただいたので、解決です。

○加藤文男（委員長代理）

では、6番目をお願いします。

○大谷芳末（委員）

恐らく蒸気、お風呂、冷房など、いろいろなものがあるのだと思いますが、大まかにその排熱で4種類という説明が書いてあるのですが、温水で大体どんな程度のもが出てくるのでしょうかという質問です。

○加藤文男（委員長代理）

では、お答えをお願いいたします。

○中石一弘（コンサルタント）

それでは、6番目の質問に対して回答させていただきます。

4つの典型的な温度範囲での熱媒体、これについてのご質問ですけれども、まず1つ目は低温水です。これについては40度前後の温水ということの一つの考え方でございます。暖房とか融雪散水というような、こういったものには40度の温水を直接使えるという状況がございます。ただ、この温度領域ですと冷房等には使えないということと、あと入浴というような直接人が水に触れると、こういった利用方法であると、熱交換器をそこに介して、別途の水媒体として、それを熱利用として余熱利用で使うと、そういった場合についてはやっぱり少し温度が下がってきますので、結果として温水が大体30度前後になります。そうしますと、温水プールの場合ですと、30度前後で成立するのですが、入浴に使うとなると、これから加温が必要になってくるということになります。実際に大体減温するような状況もありますので、実際の配管上は2キロ程度というのが限界の領域になるというところがございます。

あと、温水の領域になりますけれども、これは低温水より高い領域で80度ぐらいまでの領域を温水というふうに呼んでおります。これは通常の高圧で使用する温水ということになりますけれども、配管上の送温水ということになりますとやはり2キロ以下というのが望ましいところになります。あと、設備については非常に温水をそのまま使うということですので、シンプルな設備でよいのですけれども、熱利用する施設自体が量的に大規模になりますと、その分設備も大型化してくると、主な用途といたしましては給湯、温水プール、公衆浴場といったものがあげられます。

次に、高温水につきましては、実際の液体に圧力をかけまして100度以上の温度にするというものでございます。通常130度程度で運用されるものでございますが、基本的にこれも配管上の熱輸送ということでは2キロ程度が限界ということになります。熱利用に必要な設備、施設について熱交換器というのが小さくできるという利点がございます。そういったところから、流量当たりの熱を送る能力というのは高くなりますので、配管、設備機器というのが小さくできるという利点がございます。ただ、さびの発生を防ぐということについて、薬液の注入とか、そういったものが必要になってきます。

あと、蒸気につきましては、水を気体化するということが100度以上の気体ということになりますけれども、熱の搬送可能距離としては2キロから3キロ程度ということになります。蒸気の場合につきましては、温水、水と違いまして高層の建物に供給する場合も低い圧力で送ることができるか、ただ一方で蒸気が汚れないように熱を利用する側の熱交換器、この材質に注意が必要になってきます。主な用途といたしましては、もち

ろん発電というところで、これはかなり高圧なところの領域に入りますけれども、高温、高圧の領域の蒸気については発電、それから温度帯が下がってきますと、工場熱源、温室熱源、暖房、冷凍倉庫とかスケートリンク、冷房、こういったものに用途があるというような状況でございます。

以上、概略説明でございます。

○渡邊忠明（委員）

すいません。温水がちょっと聞き取りにくかったのですが。

○中石一弘（コンサルタント）

大体50から80度の領域です。

○加藤文男（委員長代理）

大谷委員、いかがですか。

○大谷芳末（委員）

こういう種類のものが取り出そうと思えばできるんだということがわかりましたので、それで結構です。質問については以上です。

あとは、参考までに今の排熱利用を考えた上で、私が得ている情報です。次期施設がこれぐらいの規模といったイメージをわかっていたいただければと思います。

○加藤文男（委員長代理）

ありがとうございました。

それでは、ほかの委員の皆様、ご意見やご質問ございますか。

黒須委員、どうぞ。

○黒須良次（委員）

今、最後の質問の中の熱の媒体4種類のご説明あったのですが、これは1炉、2炉全て稼働がとまったときには、この4つの種類全部できなくなるという、そういう考え方でいいのですか。あるいは、どこか生きていくということですか。

○加藤文男（委員長代理）

どうぞ。

○中石一弘（コンサルタント）

基本的には、熱自体供給元がないということになりますので、どこかにいわゆる蓄積しているという部分の中での使い方というのは、熱としての媒体自体は使えなくはないのですが、そういったところでのいわゆるバッファを入れる、入れないというところの中での部分では何かしらできると。実際にストレートに供給するということでは、供給源がなくなりますので、そこは全くゼロということになります。

○加藤文男（委員長代理）

よろしいですか。

○黒須良次（委員）

はい。

○加藤文男（委員長代理）

ほかに意見ありますか。

大谷委員、どうぞ。

○大谷芳末（委員）

発電機の規模を大きくして自由自在に使えるとおっしゃったので、施設整備のほうでは52ギガがフルに発電できる設備をつくるとか、検討がどこまで進んでいるかちょっとわかりませんが、その辺のお考えがあれば。

○加藤文男（委員長代理）

では、事務局の施設担当の方、お願いします。

○大野喜弘（事務局）

はい。今お話がありました52ギガジュールの熱をどこまでという部分なのですが、余熱の熱自体を全て発電に回すという形になりますと、当然発電能力、発電規模を大きくする必要がございます。確かにどこまでの設備を設けるかという部分については、まだ検討するという形には現状なってございませんので、出る熱を有効に活用するという、その前提の中で検討のほうを進めてまいります。

○加藤文男（委員長代理）

コンサルさんのほうで補足するところございますか。

〔「いいえ」と呼ぶ者あり〕

○加藤文男（委員長代理）

大谷委員、今の回答でいかがですか、どうぞ。

○大谷芳末（委員）

いずれにしても、ここでの電力は今示されたのは1炉運転のとき、2炉運転のときの熱量消費が示されていて、それで電力も出てくるのだと思うのですが、ここも使えますということで、この能力どうしますか、あと災害拠点化するためにはフル発電まで持っていたほうがいいのかと、私個人的には思っているので、その辺のご検討をお願いしたいのです。

○加藤文男（委員長代理）

では、地元からのたつてのお願いということですから、事務局、頭の中に入れて計画を練って行ってください。よろしいですか。

○川砂智行（事務局）

次回の施設整備基本計画検討委員会のほうに、本日の会議の概要報告をいたしますので、その中で今の点、ご説明を加えたいと思います。

○加藤文男（委員長代理）

委員さん方がいかがでしょうか。ご質問やご意見等あれば。

施設整備のほうでかなりベスト設計というのでしょうか、非常にいいバランスの中で、費用と効果のバランスの中でいろいろお考えになってはいると思いますけれども、何かございますか。

〔発言する者なし〕

○加藤文男（委員長代理）

では、ないようでしたら、ただいまの説明でご了承をいただきたいと思います。

続きまして、排ガスの基準値についてのご説明をお願いいたします。

○鈴木修（コンサルタント）

参考資料1のほうに戻っていただきまして、ページでいきますと6ページになります。排ガスの基準値についてということにつきまして、自主規制値と組合のほうで平成22年度に同じく中間処理施設整備計画を策定しておりまして、その際に定めた排ガスの基準、自主規制値ということで表の1にまとめております。この排ガスの基準といいますと、何を基準にするかということで、表の上がその対象とする物質といいますか項目となっていて、ばいじん、 SO_x （硫黄酸化物）、 HCl （塩化水素）、 NO_x （窒素酸化物）、 DXN （ダイオキシン類）です。これはいろんな異性体があるのでダイオキシン類と、それから一酸化炭素の CO や近年規制のお話があります水銀といった項目に対してどうなっているかと。現在の施設につきましては CO はありませんけれども、規制値がありまして、それぞれ協定値があると。ただ、ダイオキシンについては1号、2号と3号については、それぞれ処理能力等が若干違っておりますので、2つの基準がございます。そのときの計画の新施設の自主規制値といたしまして、法等の規制というのが、ばいじんが0.04に対して表の一番下0.01、 K 値、硫黄酸化物なのですけれども、これは煙突の

高さに応じてちょっと排出量が違ってくるのですけれども、これが40と、HC 1が430に対して60と、NO_xが250に対して100と、ダイオキシンが1に対して0.1といったような自主規制値を前回計画のときには定めていると、それに対してどうなっているかというところを検討しております。

2番目のところですが、排ガス処理設備の使用薬剤ということで、それぞれの排ガス中の物質に対して、どういう設備で、どのように対処するかといったものです。集じん系でいきますと、バグフィルター、これは排ガス中のばいじんをメインにそこでろ過するというイメージを持っていただければいいと思います。丸がついている二重丸がばいじんをメインで主にとると、副次的に効果があるということで丸になっています。これはバグフィルターの中に、集じん機の中にろ布がセットされるのですけれども、そのろ布にまず排ガスを通す前に、プレコートといって消石灰の薬剤を噴霧してろ布にコーティングするのです。そこに排ガスを通すと、副次的に効果があるのです。そこで要は分解というか吸着をしますと、その有害物質除去系ということで、排ガス施設を見ますと乾式有害ガスと湿式、触媒、活性炭というのがあります。その乾式の排ガス処理は特に硫酸化合物と塩化水素のために消石灰等を入れると、湿式の場合には苛性ソーダというのを投じると、触媒脱硝というのがNO_xですとかダイオキシン類、あと活性炭吹き込みもそうです。これもダイオキシンの対応策ということで、吸着をするということです。

それらのメインから排ガス設備が、次の7ページのほうに出ております。特に排ガス中のSO_x、HC 1等についてのこれが概略のイメージ図になっていますけれども、左側が乾式になっています。大体乾式というのが多く採用されているといったところで、この消石灰という字が書いてありますけれども、その下がそれらを供給する設備になっています。消石灰という字の左側のろ過式集じん機というのが箱のようなものがありますけれども、その入り口に薬剤を噴霧するのです。最初にコーティングをした後に常時排ガスが通っている間もここに薬剤を吹き込むと。その使用する薬剤ですが、消石灰や炭酸カルシウム、炭酸水素ナトリウムなどを吹き込むと、重曹もありますけれども、吹き込みます。

次に、半乾式ということで、これは今度は消石灰を若干水で調湿してスラリー状にします。それを排ガスのところに吹き込んで、減温塔を含めて分解して出すと。湿式というと、要は水酸化ナトリウムの水洗いです。排ガス洗浄塔というものを設置して、アルカリ水溶液を噴霧して処理をするというような形で、乾式、半乾式、湿式というのが大きくあると、最近はこの半乾式というのはスラリーをつくるのですけれども、結構ノズルの詰まりでストーク閉塞したトラブルが結構ありまして、これらの採用は少ない。乾式が先ほども言いましたけれども、採用されている率といえましょうか施設は多くなっていると、湿式もあります。東京都なんか大きい大都市は湿式でやっています。これは下水道が整備されていると、この排水をさらにその下水道のほうで放流ができるのです。ですから、そういった設置条件によっても、除去率的には右からのほうが湿式、半乾式、乾式というように、右のほうが反応効率は高いです。

ただ、昨今の技術といたしましては、乾式の処理技術というのは半乾式に近い問題ないような排ガスを出していく。要は排ガス中、左側のほうは単純に申しますと粉末です。薬剤を噴霧したものでだんだん反応する、要は効率というか面積というのでしょうか、水のほうが非常に全段的に反応する面積が大きくなるので、効率的には当然右のほうがよくなると、だから乾式で全然問題ないというようなところ。あと、ここのイラストにはないのですけれども、先ほど触媒脱硝塔や活性炭吹き込みがありましたけれども、活性炭は同時にこの消石灰と同じようなところで吹き込むというぐあいになっていまして、触媒はこのろ過式集じん機を出た後に触媒反応塔を設置する場合があります。これ

はダイオキシシンとNO_xということです。このイラストにはございませんが、そのようなことになります。

次に、8ページの水銀の排ガス処理ですけれども、これは近年のちょっと動向といたしまして、平成25年10月に採択された水銀に関する水俣条約といったところで、廃棄物処理施設からの水銀化合物の大気への排出を規制するというので、実行可能な限り削減することが想定されており、平成26年度に設置された中央環境審議会大気騒音振動部会水銀排出対策小委員会にて対応等を検討していると。この水銀なのですけれども、まず規制をどうするというのがあるのですけれども、基本一般廃棄物で出されている分別をしっかりすれば基本的にはないと。最近水銀を使用している電池や体温計などが少なくなってきましたけれども、基本この水銀の規制を設けるかどうかということもあるのですが、まずは分別を徹底するというのが第一だというふうに考えております。ただ、万が一入ったときには結局活性炭による吸着とバグフィルターといったもので対策としては可能ですけれども、違法に入れた場合は限度があります。ですので、分別排出をしっかりしていただきたいということです。

4番目に、次期施設の排ガス自主基準値といたしまして表3のところでは他の施設の排ガス基準値の状況がどうなっているかといったところを5施設、船橋市の場合は北部と南部になっておりますが、他施設では自主基準値を設けているといった状況になっております。施設整備検討委員会では次期施設の排ガス基準値をどこまで持っていくかといったところで、表4のところには黄色くしたところにまとめてあります。まず、ばいじんは規制値0.04に対して0.01、硫黄酸化物、これもK値9で数字がわかりづらいですけれども、恐らく自主基準値20ですけれども、煙突の高さをはっきりわかりませんが、恐らく相当排出しているという、場合によっては1000ppmオーバーぐらいのところの規制値になるかと思っておりますけれども、これが20ppm、HCl 430ppmに対して20、NO_x 250ppmに対して50、ダイオキシシン類1に対して0.05、COについては30ですけれども、米印に書いてありますけれども、これはごみ処理のダイオキシシンのガイドラインがありますので、そちらが30と。水銀については、こちらのほうに3に書かせていただいているとおり、今後の動向を踏まえて対策を講じていこうというようなことで、現時点での次期施設の自主基準値を設定しております。

以上です。

○加藤文男（委員長代理）

一番安心安全につながる場所なのでしょうけれども、皆さんのほうでご意見ありますか。

どうぞ、渡邊委員。

○渡邊忠明（委員）

既に施設整備基本計画検討委員会の6回会議で、排ガスの自主基準についてはこれでいいという結論のようなので、参考意見としてしか言えないのだろうと思うのですが、吉田区の皆さんのご厚意に甘えるわけでは決してありませんけれども、最近の健康に関するこういう基準値というのは、昭和40年代、50年代と違って経済官庁あるいは産業界でも圧力で緩和されるという、クライメイトチェンジの温室効果ガスはいわゆる経済官庁につられてやっていますけれども、少なくとも健康管理に関する基準というのは、かなり科学的データに基づいてきちっとやられているという状況の中で、前計画よりもさらに厳しい、申しわけないのですが、船橋やふじみ衛生と比べると、里地里山につくられるというあたりと経済性ということももう少し勘案して、せめて前計画並みでいいのではないかと考えるのですが、ここの委員会の所掌事務でもないし、もう既に結論が出ているようなので、参考意見として一応納税者と環境行政経験者の立場上述させていただきます。

以上です。

○加藤文男（委員長代理）

事務局のほうで説明があればお願いします。ないようであれば、このままお伺いすることになると思いますけれども。

○川砂智行（事務局）

今いただいたご意見、渡邊委員からもご意見あったように、この自主規制値につきましては施設整備基本計画検討委員会側で調査審議を担当しておりますので、そちらで決定した内容ということで、今回はご報告となりますが、渡邊委員からご意見あったものにつきましては、こちらの会議録のほうで記録として残すような取り扱いにさせていただければというふうに思います。

○加藤文男（委員長代理）

よろしいですか。

○渡邊忠明（委員）

はい。

○加藤文男（委員長代理）

小野委員、どうぞ。

○小野明（委員）

参考までに教えていただきたいのですが、他施設の八千代清掃センター、船橋南部清掃センターは、地元住民から特に健康被害といったようなクレームはないのですか。

○川砂智行（事務局）

すいません。そういった個別の地域状況というのは、八千代市に限らず船橋市も含めて、ちょっと確認のほうは現時点ではしておりません。

○小野明（委員）

たまたま5カ所の例が出ていたものですから、もしあればそれは今度の地域振興の会議にも反映させて、改善するべき点があるいは懸念されるところがあれば、あらかじめ盛り込む形で地域振興策に入れられると思うのですが、自主規制の決まったことを言うわけではないのですが、参考までに何かあれば。

○加藤文男（委員長代理）

把握していないということでよろしいですね。

○小野明（委員）

結構です。

○加藤文男（委員長代理）

ほかの委員さんは何かご意見、ご質問等ありますか。

大谷委員、いかがですか。

○大谷芳末（委員）

結構です。

○加藤文男（委員長代理）

よろしいですか。

では、黒須委員どうぞ。

○黒須良次（委員）

参考までにちょっと伺えればと思います。通常の正常運転をしているときの排出基準といいますけれども、何かの事故で、あるいは何かのコントロールができないとか、何か燃してはいけないものを燃してしまったとか、要するに操業上の事故的なことの発生によって例えば排出ガスが基準値を超える可能性みたいな、そこらあたりのリスク防止対策というのは、どういう技術で現状どうなっているのか、そのあたりお聞きしたいと

思います。

○加藤文男（委員長代理）

これはどうでしょう、今現状運転されていて、そういうようなケースというのはあるのですか。コンサルさん、わかります。

○川砂智行（事務局）

この後コンサルタントのほうから技術的なところ、詳しいお話のご説明していただきますけれども、まず現状の印西クリーンセンターですけれども、これまで30年弱にわたって安定操業のほうを継続しているのですが、黒須委員から今ご懸念があったような事態というのが、これまで生じたことはございません。一応操業の実績としてはそのような状況にあるということ念頭に置いていただきまして、今後の技術なんかも含めてコンサルタントから説明があります。

○加藤文男（委員長代理）

今ここはストーカ炉だったですね。

○川砂智行（事務局）

ストーカ炉です。

○中石一弘（コンサルタント）

今のご質問について、具体的な対応といたしますのは、ここにございます自主規制値よりも一段厳しい目標値みたいなものを設定いたしまして、そちらで運転を管理いたしまして、その値をなるべく超えないように運転をすると、そういうことでいわゆる目標にする部分と実際守らなければいけない規制、ここの間の部分で基本的な部分としては余力を持って運転することで安定的な規制値を守ると、こういったことが基本的な考え方になっております。

○加藤文男（委員長代理）

よろしいですか。

○黒須良次（委員）

はい、ありがとうございます。

○加藤文男（委員長代理）

ほかの委員さんは何かありますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○加藤文男（委員長代理）

それでは、この件についてもご了承をお願いいたします。

1時間過ぎましたので、ここで10分間程度休憩を入れまして、2時30分に再開をさせていただきます。よろしくお祈いします。

〔休 憩〕

次第4 地域振興策に関する意見書について

○加藤文男（委員長代理）

では、皆さんおそろいですか。それでは、審議を再開いたします。

続きまして、次第の4番、地域振興策に関する意見書についてを議題といたします。

事務局からお願いいたします。

○川砂智行（事務局）

ご説明いたします。意見書につきましては、先ほどエネルギーバランスに関する意見書の審議を終えたところでございますが、そのほかの意見書といたしまして参考資料の2をごらんください。委員の皆様には事前に配付しておりますが、大谷委員から地域振

興策の追加提案に関する意見書1通のご提出をいただきました。

ご説明は以上でございます。

○加藤文男（委員長代理）

それでは、大谷委員から意見書の概要説明をお願いいたします。

○大谷芳末（委員）

ご説明させていただきます。最初に、吉田区の内部では、有志がいろいろと日ごろ話し合っているのですが、派生アイデアが何点か出ましたので、一応こちらの委員会のほうにもご報告して、それでできればかなりたくさんメニューがあるのですが、この辺は将来選ばれるかどうかわかりませんが、このメニューの中に加えていただきたいというお願いで、こちらは吉田ゲストハウスから始めて3点あります。これについては、前回の委員会で住民意見交換会のときに出た声で、宿泊施設というもののリストに加えられましたが、宿泊施設を運営するのは大変だというお話もありましたので、どうしたらいいかとちょっと考えた内容がこのゲストハウスという命名なのです。こちらは吉田区の中に海外の交流に熱心な人も一部いまして、恐らく3市町まで広げれば、そういう方々、熱心な方が結構いらっしゃるだろうというふうに思いました。しかし、例えば3週間ゲストを迎えるという、ずっとうちにいられるとちょっと抵抗ある人も結構いるのです。そうすると、ゲストハウスの形で整えておけば、例えば2週間ゲストハウスに泊めて、1週間だけ自宅にホームステイさせると、そんな使い方ができるかなというふうなことで、このアイデアにつながって、私は旅館業法について詳しくは知りませんが、例えば無料でゲストに使わせるというふうな感じであれば、特に法律には引っかからないのかというふうに思っていて、近くにはお風呂があるし、買い物もできるし、集合キッチンで自炊もできるとかというようなことが一つのアイデアです。

次は、吉田マリーナ構想です。初めのカヌー置き場はどうかというのは、また車に積んで水辺に持っていかなくてはいけないという話が出て、黒須委員から時々、印旛沼、新川の水辺の魅力何とか利用できないかというようなことも頭にありましたので、この場所が唯一堤防が切れている場所なのです。この場所にマリーナ的なものをつくと、印旛沼の周りには車で走ると陸上にボート等をとめておくところが結構ありまして、水辺に直接マリーナから即直行できますという形で、そういうニーズを取り込めるのではないかというアイデアが出まして、今回一応お話ししたい内容ですが、マリーナについては、ボートまで入れますと係留料金の収入というのは、結構いろいろと調べてみますと高額であって、それなりの収益事業になるかと、逆に印旛沼も広いですから、佐倉や成田、あちらのほうからもそういうマリンスポーツ家を集客できるかもしれないというふうな観点、そういうことが期待できればということで一応挙げさせていただきました。

最後に買い物バスに関連したお話で、オンデマンド交通システムというのをお願いしたいと思ってやっているのですが、吉田区の今買い物バスはどんなことをやっているかという、独自運行しているわけです。3年ほど経過していますが、たった週に1便で年間16回ぐらいしかバスを走らせることができないのです。大体実績として1年間最大300人ぐらいの人が乗っていますが、経営的にはなかなか赤字、これはやはり吉田区の町内会で赤字補填をしているという形で今現在やっています。既に振興策の中にふれあいバスの延伸計画が入っていますが、これができれば吉田区の買い物バスは一応役割を終えて、このバスを利用すればいいかと考えております。もう一つあがっている問題として、この買い物バスを利用している方々が声を上げているのは、今現在健常者がやっているのです、買い物バスを利用している方も。ますます高齢化が進行すると、恐らくバス停まで歩けないという方々がふえてくると思うのです。これは何も吉田区だけの話ではなくて、やっぱりお家の前まで医者に予約した時間前に迎えに来てもらって、医者ま

で連れていってもらおうというのを何とか経済的に成り立つような形でのオンデマンド交通システムができれば、ありがたいという形で、吉田区だけの話ではないと思うのです。何とか印西市のほうでも数年前から話題上がっていますが、なかなか具体化しないですし、最近の政府の動きを見ますと、白タク規制を緩めるという話も既に出ています。一般人がマイカーで営業してもいいように、これから法を変えていくという動きも既にありますので、足腰弱くなった人の、できれば外出の促進をしてやったほうが健康上もいいと思うので、今回の機会にちょっとでも前進できればいいかと思うのです。マイカーが使えるようになると、法的にオッケーであればすぐ行けるような気がするのです。

ということで、3点を追加アイデアとして一応ご了承いただければ、リストの中に加えていただきたいと思います。

○加藤文男（委員長代理）

大谷委員から、地元の要望、地元の中で何回もお話し合いをされているようで、地元の中からこのような要望を受けましたが、この要望をそれぞれの事業にすると、ご意見とかご質問があればお受けしたいと思います。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊忠明（委員）

吉田ゲストハウス、大変いいご提案だと思うのです。今、白井市もキャンパスシティと姉妹都市結んでいて、交換ホームステイ、行ったり来たりしていますから、一番私の住んでおります大山口（白井市）が離れていても船尾を通れば20分もかからずに吉田区に来るといえるようなことで、もっと広い2市1町を対象にお考えいただくといいのではないかと。というよりも、ぜひ白井市も仲間に入れてくださいという願いが1つです。

それと、旅館業法のこと考えて無料とおっしゃったのですけれども、もっとフリーな格好で、大体そういうことやる人は決まっている、固定していますから、吉田ファンクラブみたいな緩い組織で、ファンクラブの会費みたいなような格好でサポートしていただくというようなことで、やっぱり利益を得る人に何かしらの格好で、吉田区の運営に困らないような形と範囲で、やっぱりお考えになったほうがいいのではないのかという感じを持ちました。

○加藤文男（委員長代理）

大谷委員、何かございますか。

○大谷芳末（委員）

若干そのところは、どうしてもお部屋の掃除とか洗濯とか経費がかかりますので、例えばいくらがいいのかわかりませんがサービス料、これはそういうことで旅館業法に引かかるのかどうかわかりませんが、そんなことを将来検討してみたいと。

○加藤文男（委員長代理）

ほかの委員さんいかがですか。

黒須委員、どうぞ。

○黒須良次（委員）

今、大谷委員おっしゃったのは、集落の中の例えば農家の方の空き部屋を貸すとか、あるいは空き農家を、民泊的に活用するということで、いろんな形があると思うのですが。

○大谷芳末（委員）

まだそこまで今考えていないのですけれども、そういう活用方法としてもアイデアありますね。

○黒須良次（委員）

そうですね。

○大谷芳末（委員）

少々知っていますけれども、ほとんど利用、何もされていないというのが現状です。

○黒須良次（委員）

ツーリズムといいますか海外のお客様をゲストハウスの的に、もう少し地域と密着した形で宿泊してもらおうというような形で、規制を緩和するような動きということがあったり、あるいは条例で各自治体がそういうニーズに応えていこうとか、そういう動きがかなりあると思うのです。いろいろ可能性として勉強し、まずは仕組みとして印西市でそれができないかという部分も出てくるでしょうから、可能性として考えられるなら継続して検討していくほうがいいのかと感じました。

○加藤文男（委員長代理）

そうしますと、いずれにしてもゲスト機能というのでしょうか、ハウスという形なのか民泊という形なのか、それを複合させるのか、そういうものは検討する、今後吉田区さんのほうで真剣に検討されると思うのですけれども、この計画地を含めた吉田地域にゲスト機能をとというご意見ですね。

○大谷芳末（委員）

そうですね。

○黒須良次（委員）

ちょっとそれに関連してなのですが。

○加藤文男（委員長代理）

どうぞ。

○黒須良次（委員）

最初のほうの委員会で、吉田区はこれから人口が減少していく、それから空き家がふえていくだろうという話がありました。先ほどのデマンドバスの話でも、地域にある程度人が住んでいなければ、経済的にサービスできないでしょうし、この地域のお祭行事とか、地域社会を支えていくためにも、継続的に住む方を増やしていきたいところだろうと思います。集客施設をつくれば交流人口は増えますけれども、定住人口が増えるとは限らないと思うのです。

そうすると、やはり既存の集落地の中で縁戚とか家族以外に、外からこういう田園の中で住んでゆとりを持って暮らしたいとか、例えばそういうニーズに応えていけない限りは、多分農業をする方だけ、あるいはずっと住み続けてきた人だけに限ってしまえば、農家を貸しても、あくまでも賃貸なので、継続的な定住は進みにくいと思われまます。集落の改造ではございませんが、集落を見直して、住宅を建てられるところがあるのであれば、田園居住したいというような人に土地を貸せる、あるいは家を建てられるような仕組みというのを考えていく必要があるのではないかと。

それを現状できるかどうかということになると、市街化調整区域ですし、建築が制限されていると、例えば農家の跡継ぎとか特定の方でなければ家は建てられない。ということは、人口はなかなか増えないということです。

ではいい方法はないかということをお考えますと、都市計画の中の地区計画制度というもの、うまく使って集落の中で、その集落の環境を守りながら生活道路を整備しましょう。それから、例えば500平米とか1,000平米のゆとりのある大きさだったら宅地として構わないというようなことを地区計画制度をうまく使っていけば、そういう可能性が見えてくるし、集落の中に土地がたくさんあるということであれば、例えば30戸、50戸を計画的に認めていくという方向で、持続性ある、活力ある集落づくりというのを検討したほうがいいのかという感じがしているのです。大きな枠の中で、先ほどシェアハウスで

すとか民宿的な活用という検討も含めて農家と集落の持続的な再生というものを大きなテーマとして考えていく必要があるのだろうというふうに思います。

○加藤文男（委員長代理）

そうしますと、ゲストハウスという半定住とは言わないのでしょうかけれども、半定住に近いゲストハウスの機能を吉田区さんが持った上で、定住に向けたお考えをさらに吉田区さんのほうで深めていっていただいて、それを公共というか行政側がバックアップするような仕組みを考えていったらどうかということですね。

○黒須良次（委員）

そうですね。

○加藤文男（委員長代理）

大谷さん、何か意見。

○大谷芳末（委員）

ご意見は拝聴しました。ありがとうございます。

○加藤文男（委員長代理）

では、どうぞ。

○小野明（委員）

今のご意見全く賛成でございまして、それで一番最初に申し上げたのは、これだけのいいプランが出てきて、吉田区案ですね、例えば実際問題考えると、ちょうど今地方創生プログラムを各自治体市町村でつくらなくてはならない絶好な時期なものですから、この吉田区の地域振興を一つの印西市の、いわゆる地域創生のメインの中にしっかり入れ込んでいただいた上で、もっと言えば吉田区に特区の網をかけて国に申請して、今東京23区は全域が特区になっておりますから、大田区なんかは今言ったように民泊ができるような形で、旅館業法の適用を受けないような形で今旅館業法外になっておりまして、私も素人でわからないのですが、ゲストハウスだと結局宿泊を伴う形になりますから、料金払うと思うのです。衛生面や防災など、そういうことで24時間体制にならざるを得ないかというような感じします。自分のあいている部屋を貸すのは別なのでしょうけれども、結局ゲストハウスですから、建物としては。ですから、そういう意味ではやっぱりいろんな法規制もあると思いますので、そういう中でそういったものをクリアするとか、速やかに、円滑、スピーディーにしていくためには、一回大きな網をかけていただいて、そしてその中で今黒須委員がおっしゃったように、いろんな個別のものが出てくる、そういう意味では今がいいチャンスなので、早目にそういうような動きをしていただいたらどうかというのが一つあります。そうではなくてメニューを一個一個やっていたら個別の法律ですとか規制とか、これらの審議会とか条例改正とか大変な作業になって、恐らく時間切れになってしまう。

それから、さっき私も申し上げたいわゆる自主規制に基づく話になってきてしまいますので、さきほど5つ出ましたから、さっき質問させていただいたのは、例えばお年寄りになってからもという、オンデマンド交通手段ありました。例えば健康診断なんかの回数をふやす、あるいは中身をもっと充実したものにするとか、そういった健康支援なんかも入ってくると思いますし、また吉田マリーナについても、これ個別にやるとしたら多分国土交通省や他省庁など、いろいろ規制も出てくると思いますので、せっかく構想がいいので日の目見ないもったいないですから、そういう意味ではまず大枠の網をかぶせるというのも一つ行政のほうで至急考えていただいたらいいと思っております。

以上です。

○加藤文男（委員長代理）

どなたがお答えになりますか。

どうぞ。

○川砂智行（事務局）

それでは、ちょっと細かいところまでご説明できる今状況ではないかと思うのですが、大きな流れとしてご説明いたします。

まず、先ほどからご意見出ておりますゲストハウスの部分、人口維持の部分なのですけれども、ご意見の中に都市計画法に基づく市街化調整区域という用途地域、後は地区計画なんかのお話もありましたが、その辺につきましてはまちづくりの根幹にかかわるところですので、当然地元の印西市との十分な連絡調整が必要になるかと思えます。そういった状況にある中、現状この委員会ではそういった部分につきまして、Uターン、Iターン助成という地域振興策掲げております。その何か具体的な取り組みの記述はまださほど踏み込んではいないのですが、今後最終答申に向けて、その辺の記述を深めていく中で、ちょっと事務局のほうとしてもいろいろ調査をしながら、なるべく深い内容を書き込めるようにできればというふうに考えております。

あと、そのほか今いただいた議論の中では、いろんな新たなアイデア、例えば健康診断関係ですか、そういった新たな地域振興に関するいろんなキーワードが出ておりますので、前回会議でご説明したように、年明けの1月の会議でそういったものを最終的に取りまとめた資料をつくりますので、その中でいろいろとご判断、ご審議進めていただければと考えております。

○加藤副委員長

小野委員、よろしいですか。

○小野明（委員）

はい。

○加藤文男（委員長代理）

ほかの委員さん、いかがですか、何か。

黒須委員、どうぞ。

○黒須良次（委員）

ちょっと繰り返しになりますが、先ほど事務局のほうからUターンとかIターンとか、また最近Oターンというのも何かあるみたいですが、それを実現するには、やはりそこで提供できる宅地なり家なりがつかれないといけないと思うのです。提供できないといけない。それを可能にするのは、地区計画という制度が都市計画の中にありますので、その地区計画制度を地元の方によくわかっていただくということがまず必要だと思いますし、どういう使い勝手があるのかということも理解していただかなければいけないのではないかと思います。現状のままでは宅地関係の建築規制が非常に厳しいですので、人口回復とか集落を持続的に、活力ある人で応援していこうというのであれば、ぜひ地元のほうで印西市から講師派遣するですとか、たしかそういう制度ありましたね。そういうのをうまく活用するなりして、早い段階でお互いに合意形成ができるような形で進めていくほうがいいのかというふうに思います。

○加藤文男（委員長代理）

このパッケージを見ますと、恐らく法規制をどうやってクリアするかとか、事業費どうやってクリアするかとか、事業の担い手をどうするかという、総合的な検討をこの後していかなければいけないですね。その中で、地区計画という話も当然持ち上がってくることになるのでしょうか。事務局のほう、いかがでしょうか。

○川砂智行（事務局）

今この段階で地区計画なり都市計画なりというものをどのようにという方針というものは何もないのですけれども、先ほどご説明したように、印西市さんのほうともちょっといろいろ相談した上で、資料作成するにしても確認した上で進めたほうが良い部分が

あろうかと思しますので、ちょっと確認する時間をとらせていただければと思います。

○加藤文男（委員長代理）

黒須委員、よろしいですか。

○黒須良次（委員）

はい。

○加藤文男（委員長代理）

ほかの委員さん、いかがでしょうか。

〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

○加藤文男（委員長代理）

ほかの委員さん、ご意見等、ご質問ございますか。

〔発言する者なし〕

○加藤文男（委員長代理）

ないようでしたら、吉田区さんのほうからの追加要望について大谷委員さんからご説明いただきました意見書については、地域振興の総合パッケージに追加するというところでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○加藤文男（委員長代理）

それでは、本日の意見については、総合パッケージに追加するというので整理をしていきたいと思えます。

○黒須良次（委員）

すみません、ちょっと。

○加藤文男（委員長代理）

どうぞ。

○黒須良次（委員）

先ほど大谷委員のほうからご提案があった2つ目の件なのですが、それについて。

○加藤文男（委員長代理）

2つ目というと。

○黒須良次（委員）

2つ目、ボートの件ですか。

○加藤文男（委員長代理）

マリナーですか。

○黒須良次（委員）

マリナーの件です。印旛沼は県の管理で、堤防で全部囲って、干拓地をつくってということで全て河川堤防で囲まれている湖です。今県のほうでは、堤防のかさ上げ工事をずっとやっているのです。ここの吉田地先の新川、幅が堤防間で250メートルぐらいの広い河川ですけれども、この新川も要するに印旛沼の河川や堤防改修の範囲に入っているわけです。先ほどご提案があったところも、堤防を防災上それなりの高さに改修していく必要があるところです。改修は基本的にはかさ上げで、ところが進捗率が県の事業でするので、なかなか全体の20%ぐらいしか進んでいないらしいのです。

かさ上げといっても、高くかさ上げするわけではなくて、少しらしいのですが、レクリエーションとか湖水への親水性の問題で大切なのは、印旛沼の印西市側というのはサイクリングロードがないことがあります。あるのは東側だけであって、吉田や師戸地先はサイクリングロードがないのです。また、吉田地区に広域レクリエーション上の拠点とか集客上の拠点とかができると、印旛沼の一带の例えば印旛沼（城址）公園とか印旛西部公園とか、そういう観光資源をつなぐ今度新しくできるバイパスですとか、観光レクリエーションルートの一つの拠点になるような位置づけになってくると思うのです。

ところが、その観光レクリエーション的なルートもない。それからバイパスは工事中だけれども、その性格もはっきりしない一般の県道であって、本来ならば、地域のシンボルロードみたいにしていくべき話ではないかと思うのですが、それからあわせて景観対策とかほとんどなされていない状況です。

ですから、今このままいくと、地域の魅力というのが道路が整備されればされるほど、何もこうガードされていませんから、どんどん悪くなるのではないかと思って心配しています。せっかくある資源がネットワークされていないという部分もあって、河川改修の話にも絡むのですが、印西市さんのほうが何もやっていないというと、ちょっと失礼になるかもしれませんが、堤防の改修に当たって、サイクリングロードの整備というのを印西市がやろうとしているかということ、やろうとしないし、要するに印西市がその地域の計画主体としてこうしていこう、ああしていこうということについて、印旛沼周辺については一つの構想がないわけです。将来像が見えるようなものがないということがあって、先ほどの水辺、マリーナの話からちょっと膨らんでしまって恐縮ですが、結局水辺の利用や、水面の利用については許認可とか、さかのぼれば印旛沼の水域の保全とか利用計画の中で、ここは水辺レクリエーションの拠点にしていこうという、そういう県レベルでの大きな方向づけがないと、ここでちょっと使わせてくださいという話はなかなか通らない話だと思うのです。

ですから、特に印西市側については、いろいろそういう景観なり水辺のレクリエーションですとか、環境資源として一体どうしていくのかという大きな計画がないところと非常に課題だと思うのです。そこら辺をやはり今回印旛沼にかかわる非常に重要なところでもありますので、そういう計画づくりというのですか、そういったことをこの委員会として、できれば関係市、印西市や県のほうに要望していくとか、そういったことがなければ、その単発的なマリーナをつくりたいというような話は、なかなか計画的に合理性が判断できないと思います。そんなことを感じた次第です。

○加藤文男（委員長代理）

河川法というのは、一番強い法律で大変な法律だと思っておりますけれども、私の意見含めて申し上げますと、今回吉田区さんのほうでこのような施設を受け入れてくれる方向であることによって、非常にフォーカスが当たって印西市にもフォーカスが当たる。印西市が当てたフォーカスというのは、必ず強い光になって県とか国を動かしていくことになるのではないかと思います。非常に期待しております。ただ、私も公務員生活が長くて、恐らく黒須委員のご発言というのは、そこへ並んでいるお役所の方の心にしてみていると思いますので、ぜひ今回の吉田区さんの思いで、皆さんのご意見をもとにしてフォーカスを当てて実現させる、河川法や都市計画法などを乗り越えるような動きをぜひしていただきたいというのが、この委員会の要望ということでよろしいですね。何かつけ足すこととか、ご説明がございましたらどうぞ。

○川砂智行（事務局）

今そういった形で合意をしていただいたということで、そのほかにもきょう審議で幾つか合意していただいたことあると思うのですが、その合意していただいた中で、特に今のような部分に関しては最終答申書の中に付記する委員会の意見ということで取り扱うようなこともできるでしょうし、なお前回の用地検討委員会的时候は、徹底した情報公開がこれからも求められるみたいな意見をつけたかと思うのですが、そういった形で委員会としての意見としてまとまったものがあれば、それは答申書に反映をさせていきたいというふうに思っております。

○加藤文男（委員長代理）

では、そういうことでよろしゅうございますか。

○黒須良次（委員）

ちょっと。

○加藤文男（委員長代理）

どうぞ。

○黒須良次（委員）

ありがとうございます。大谷委員のほうから新川に着目されたということについて、ちょっと私なりの意見なのですが。

○加藤文男（委員長代理）

どうぞ。

○黒須良次（委員）

ことしの初めごろ、たしかオリンピックで印旛沼にボート競技の本会場か練習キャンプを誘致しようという話がありました。オリンピックのボート競技というのは、長さ2キロ前後、それから幅が百二、三十メートルですか、そういう基準があるのですけれども、首都圏にはその条件を満足できる水域というのがほとんどないらしいのです。ところが印旛沼の中でそれをつくれる場所というのが師戸の地先と、新川ではないかで見ているのです。それぐらい首都圏の中でも水面利用という意味では非常に可能性に富んでいるところなので、その資源を活かすような方向が重要なのかと思っております。マリナーというのは利用の拠点になりますし、そういったこともあわせて、一市民として市内にこんなすばらしい資源があるのだから検討を進めていただきたいというふうに思います。

○加藤文男（委員長代理）

どうぞ。

○渡邊忠明（委員）

いろんないいアイデアがいっぱい出てきて、やはり印西市、千葉県ともタッグ組まなければいけない面もあるのですが、冒頭から申し上げていることの農業者の方のお声がなかなか聞こえてこないもので、ちょっと寂しい感じがしているのが私の本音です。やっぱりせっかく道の駅ついたり、宿泊施設つくっても、提供する食材というものが基本になりますので、そこら辺何とか農業やっている方の声がもうちょっとこの委員会に届かないものかと、ここ二、三回特に強く感じているところなので、その辺何とか工夫していただければありがたいと思っています。

○加藤文男（委員長代理）

大谷委員、地元の協議の中で農業者の方というのは、どのようなご意見おっしゃっておられますか。

○大谷芳末（委員）

簡潔に申し上げますと、恐らく10～20年ぐらいでほとんど農業者はいなくなるでしょう。現状もう10%ぐらいしかいないですから、専業農家が私の知る限りですと3軒、その方々も跡継ぎがいないとわかっていますし、半農の方はまだ二、三十%はいるのだろうと思いますけれども、周りに土地いっぱいありますので、その人たちの声をまとめると、半農半エックスという前にありましたけれども、おしなべて全エックスを望んでますね。そういう動きです。

○加藤文男（委員長代理）

この事業がだんだん形というか、具体像が見えてきますと、そこへもともと持っていた自分の栽培するノウハウを活かして供給してみようとか、そういうような動機づけになっていくのですかね。

○大谷芳末（委員）

恐らくそれは老後の楽しみの、そういうやり方は十分皆さん関心があってやると思

いますけれども、なりわいとしては残念ながら私も農業問題幾ら考えても素人なので難しいとわかるのですが、そこでスコーラというようなことで、もっと何十年もかけて人々を啓蒙して、農業問題に目を向けなければ、恐らく吉田区だけの問題ではないです、この農業振興というのは。

○渡邊忠明（委員）

だから、そういう意味ではもう割り切ってクラインガルテンとか、よそから来てもらって、生産の場を提供するというところに力入れるという割り切り方にもならざるを得ないと思うのです。

○大谷芳末（委員）

そうですね。むしろ農業の実態ももっと市民に知ってもらおうと。

○渡邊忠明（委員）

そういう割り切りをする意味でも、もうちょっと農業の情報が欲しいと、ただ、ないものねだりしてはいけませんけれども。

○小野明（委員）

農業の話は、農業を産業として捉えれば、今のよういわゆる今の土地を農作物をつくって自家消費する、あるいは一部販売すると、その程度にするのか、あるいは産業として考えて農業をよく第6次だとか言いますけれども、考えていくのか、そこのところのどういう方向に行くのかもきちっと決めないと、どの程度の部分が農業振興ということにつながっていくかという具体例の話になって、具体例の話につなげていくとか、そこをしっかりと捉えていかないと、なかなかこの問題難しいです。つまり農家の方が。

○渡邊忠明（委員）

ですから、今聞いて大分わかったのですけれども、専業農家が3軒、半農半業というような、そういう実態から、小野委員が言われるような、この方向で行こう、あの方向で行こうというのが、やっぱり見えてくるのです。やっぱりその現状が見えないと、方向づけもできないと思うのです。だから、全くそういうふうにもう農を諦めてエックスのほうに期待しているのであれば、クラインガルテンとか呼び込む方向を考えていかないといけないし、まだやる気がある人がるのであれば、6次産業化に向けた動きにしようとか、だから方向性はやっぱり実態と表裏一体のものなのです。

○加藤文男（委員長代理）

今回の総合パッケージというのは、よく見ますと盛りだくさんの内容が盛り込まれておりまして、今後私どもこの委員会が答申した後、実現性、フィージビリティスタディというのでしょうか、実現性の問題とか、それからどうやってミックスするかとか、どうやってシナジー効果というのでしょうか、出していくか等々で、検討していく機会は恐らく組合さんのほうもお持ちだと思うのです。そうした中で、やはり効果的な吉田区の振興をどうしていくかというのは必ず話題にのって、また吉田区の皆さんからももっと積極的な意見が出て固まっていくのかと思っております。ですから、小野委員と渡邊委員、皆さんの委員さんの思いというのが答申の中に書き込まれて、吉田区さんがさらにこの計画を精査していくとか、進行させていくような方向になればということではいかがでしょうか。農業、ご意見いただいた中で、やはりここ吉田区だけの問題ではなくて、ひょっとしたら日本の問題を含めて解決しなければいけないような問題がありますので、そういうご意見を吉田区さんのほうへ、委員さんが非常に熱心にそういうことをお考えになっているということをお伝えするというので、よろしいでしょうか。

○小野明（委員）

先ほど同じ吉田区の手段がございます。印西市だけの問題ではなくて、まずは印西市のまちづくりの中に、きちんとビジョンの中にできれば組み込まれて、その手段として予算とか、法律をクリアする一つの、円滑に、短時間でクリアする方法として今の流れ

の中で地方創生とか特区とか、それから訪日観光でやってみたいとありましたけれども、観光地の印旛沼ということで、いろんな仕組みとか予算とか規制緩和とか使えますものですから、そういう手法を使っただいて、今言った農業等も含めて、まさにパッケージでここをモデル地区として吉田区が問題提起なり何か、そんな感じでやれば今のまさに加藤副委員長のご発言のように。

○加藤文男（委員長代理）

恐らく実施段階になりましたら、皆さんが走り回って、いろんなところの知恵とお金を引き出してくるのではないかと思います。

○黒須良次（委員）

ちょっとすみません。

○加藤文男（委員長代理）

どうぞ。

○黒須良次（委員）

今、小野委員のほうから話があった都市計画的な部分の話ですが、総合的な話になりますし、今回基本的に大きな施設として集客施設という話があります。そういうことになってきますと、これから非常に複合的な整備を考えていくことになりますし、ここは印西市ですので、印西市の例えば都市計画のマスタープランですとか、あるいは印西市の総合計画、この中できちっと方向的に長期の計画になりますし、位置づけしないといけないと思うのです。

そうなると、ちょっと調べたところ、印西市で総合計画第2次基本計画素案を策定中ということです。これが平成28年から32年の計画期間で、今検討中ということです。この委員会といいますか、ある程度方向づけが見えた範囲で、やはり印西市総合計画第2次の基本計画の中に、中間処理施設を核とする総合的な方向というのを位置づけておくことによって、都市計画決定ですとか周辺整備に係る多方面の連携や調整を推進することが大事になってくると感じました。

○加藤文男（委員長代理）

事務局のほうは十分そういうことを認識して頭を整理されておるとは思いますけれども、何かご説明ありますか。

○川砂智行（事務局）

印西市の取り組みとして行っている総合計画と、私ども3市町の取り組みとして行っているこの次期施設計画とのかみ合わせの部分につきまして、どのようにするかというところが一つポイントになるかと思っておりますけれども、まずは今の印西市の計画策定に向けての動きを確認した上で、今後必要に応じて情報提供したいと思っております。

○小野明（委員）

ただ、やっぱりせつかくこの議論ももう大詰めになってきていますから、今加藤委員や黒須委員、渡邊委員や大谷委員からご指摘あった、やっぱりそういうことをこの委員会としては考えているのだという、その方向が非常に大事なのだということは、できれば報告書の中にきちんと明記していただきたいというふうに思います。気持ちはやっぱり文章を使わないと、実現するには実際にはいろんな政策的なことがあるので、実現するかどうかは別ですけれども、しかしこれが一つの形となるためには、一吉田区の話だけではなくて、これが一つのモデルケースというか突破口になるわけですから、そういうような方向でやっぱり行くべきであるというのは、この委員会としての一つのコンセンサスだというのはきちんと文言の中にやっぱり盛り込んでいただいたほうがいいのではないかと。さっきの農業の振興も含めて、きちんとワーディング化してやっぱり入れないと、だんだん状況が変わっていった話になりますので。

○加藤文男（委員長代理）

そうですね。

○小野明（委員）

どんどん進んでしまいますから、今のそういった思いを文言の中に、提案に入れていただければありがたいと思ったところです。最後は文言ですから。

○加藤文男（委員長代理）

さまざまなご意見いただきましたけれども、吉田区さんからございました地域振興策に関する意見書の事業項目については、総合パッケージへの追加でご了承していただくということですのでよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

次第5 今後の調査審議事項について

○加藤文男（委員長代理）

それでは、続きまして次第の5、今後の調査審議事項についてを議題といたします。事務局からお願いをいたします。

○川砂智行（事務局）

ご説明いたします。次第の次にとじております今後の調査審議事項をごらんください。1枚の資料でございます。

最初に、先日委員の皆様にもメールなどでご連絡いたしました各地域振興策の事業規模及び概算事業費の算出について、改めてご説明をいたします。今後周辺住民の皆様からさまざまなご意見、ご要望が寄せられるものとして、次の3点を想定しております。1点目は、実際に展開する地域振興策の選択、2点目は地域振興策を展開する場所の選択、3点目は地域振興策の事業規模の程度でございます。これらの点につきましては、直接的にも間接的にも事業規模及び概算事業費の算出に大きな関係性を有します。そうしたことが想定される状況下におきまして、検討委員会が最大公約数的な設定で、各地域振興策の事業規模及び概算事業費を算出し、広く公表いたしますと、その数字だけがひとり歩きしてしまいまして、答申後の周辺住民の皆様との協議、対話において混乱を来す可能性があるものと思料いたしました。よって、検討委員会では事業規模及び概算事業費の算出を除く基本構想の部分に関し、引き続き調査審議を進めていただければと存じます。なお、事業規模及び概算事業費につきましては、答申後の周辺住民の皆様との協議、対話を進める中で、先ほどご説明いたしましたさまざまなご意見、ご要望が寄せられることが想定される3点、これを調整させていただきながら、算出を進めたいと考えております。

それでは、ただいまご説明したことを踏まえた今後の調査審議事項についてご説明いたします。まず、11月29日に開催を予定している次回の第7回会議でございますが、事業スキームについてさらなる検討を進めたいと考えております。地域の皆様からは事業参画のリスクについての不安の声も上がっているようでございますので、そうした点が軽減されるスキームが求められるものと考えております。

次に、12月20日に開催を予定している第8回会議でございますが、総合パッケージの効果、地域活性化への寄与、中長期的な展望などに関する幅広い評価を進めたいと考えております。

次に、年明けの1月24日に開催を予定している第9回会議でございますが、それまでの調査審議を総括し、答申素案を決定したいと考えております。

次に、2月6日に施設整備基本計画検討委員会との合同開催を予定している2回目の

意見交換会でございますが、答申素案に対する周辺住民の皆様のご意見を確認したいと考えております。

次に、先進地視察でございますが、前回の会議におきまして視察先は地元の皆様と組合で選定する旨で決させていただきましたが、現時点で選定までには至っておりません。引き続き調整を続けますが、検討委員会の会議が開催されない2月中に先進地視察を実施できればというふうに考えております。

次に、2月から3月に予定しているパブリックコメント募集と検討結果説明会でございますが、答申素案に対する印西地区住民の皆様のご意見を確認したいと考えております。

次に、3月27日に開催予定している最終の第10回会議でございますが、それまでに寄せられた各意見などを踏まえまして、答申書を決定したいと考えております。

最後に、3月30日に施設整備基本計画検討委員会との合同開催を予定している答申書授受式でございますが、委員長から管理者へ答申書を提出していただき、これをもちまして地域振興策の抽出及び基本構想の検討などを担任する検討委員会の調査審議は終了となります。

ご説明は以上でございます。

○加藤文男（委員長代理）

事務局の説明が終わりました。意見や質問等があれば、お願いいたします。

どうぞ、渡邊委員。

○渡邊忠明（委員）

要するに、印西市とのすり合わせというのは、答申書が出た後というふうに理解していいですか。

○加藤文男（委員長代理）

事務局。

○川砂智行（事務局）

必要に応じて先回りしてできるものもあろうかと思えますけれども、基本的には答申書でまとめていただいたご意見を受けまして、どういうふうに進めるかということは決定をしていきます。

○加藤文男（委員長代理）

はい。

○渡邊忠明（委員）

印西市長は、組合の管理者でもあるので、柔軟に受けとめていただけるのだらうと思うのですが、私の苦い経験で、とある市で景観に関する方策、要するに景観法に基づく景観地区の指定をにらんだ基礎的な委員会が設定されて、かなり集中した議論をやって、まとめる段階になって、今の総合計画にはそれが入っていないから次期総合計画まで待ってくれということで棚上げになって、非常に無駄な時間と労力を使った苦い経験があるもので、決してそういうことにならないように、ぜひ印西市には多少総合計画とこれのずれがあっても柔軟な織り込みという、そういうことを早い段階から申し上げておきたいと思えます。

○加藤文男（委員長代理）

印西地区の切迫した問題と、それから吉田区の皆さんの情熱がありますから、何とかいろいろ事務局のほうでも頑張っていただけるのではないかと思いますけれども。

○渡邊忠明（委員）

それを期待します。

○加藤文男（委員長代理）

ほかに何かございますか。

[発言する者なし]

○加藤文男（委員長代理）

では、事務局から説明いただいたとおりでよろしいですか。この中では事業規模と、それから事業費を積算しないというのが要点の一つになっておりますが、よろしいですね。

どうぞ。

○黒須良次（委員）

そのパッケージの評価の件なのですが、パッケージの中にいろんな多種多様なものがあって、個々に事業性や効果などいろいろ検討されると思うのですが、まず管理者が県であるとか計画に関与できないとか、いろんな実現する上での課題や、制約条件ですとか、あるいは時間的な制限とか、法的な部分などが、いろいろありますので、そこら辺を消去法的に頭の中を整理する意味でも、やはりどこかに入れられるものは入れておくべきではないかというふうに思っております。

○加藤文男（委員長代理）

そのとおりですね。事務局。

○川砂智行（事務局）

今後の作業、この資料に記載していない部分でも作業するところあるのですが、その中の一つにやはり法的な課題について整理は当然進めたいと思っておりますので、その辺に関しましても今後皆様のほうに参考資料としてご報告する予定でございます。

○小野明（委員）

そういう意味では、吉田ゲストハウスと吉田マリーナについては、法的なもの、あと事業性、事業性については、きょう議論していない部分については余り議論しなかったと思うのですが、当然ほかと同じように2つともやっぱり事業性について検討するというのは当然ですけれども。

○加藤文男（委員長代理）

ありがとうございます。ほかの委員さんはいかがでしょう。

[発言する者なし]

それでは、事務局の説明どおり、ご了承いただくようお願いいたします。

次第6 その他

○加藤文男（委員長代理）

つづきまして、次第の6番、その他を議題といたします。

事務局から何かございますか。

○川砂智行（事務局）

ご連絡が1点ございます。次回会議でございます。次回会議につきましては、11月29日曜日の13時からとなります。開催通知は後日送付いたします。

以上でございます。

○加藤文男（委員長代理）

委員さんから何か、その他ということで特にございますか。

[発言する者なし]

次第7 閉会

○加藤文男（委員長代理）

ないようでしたら、私からお礼申し上げます。ふなれな進行役で、皆さんから忌憚のないご意見がたくさん出て、会議のほうも無事終了することができました。ありがとうございました。

それでは、これで本日の会議を閉会といたします。お疲れさまでした。

平成27年10月25日に開催した印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会（第6回会議）の会議内容が、この会議録と相違ないことを証明する。

平成 27 年 12 月 15 日

委員長代理

加藤 文男

会議録署名委員

小野 明

会議録署名委員

大谷 芳末